

玉川村クーリングシェルター募集要項

(趣旨)

- 1 熱中症による健康に係る被害の発生防止等を目的に、気候変動適応法が改正され、指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）を村長が指定できることとなりました。

村では、熱中症による健康被害を防止し、村民の生命と健康を守るため、公共及び民間の施設をクーリングシェルターとして指定しております。今後、更なる熱中症予防対策を推進するとともに、クーリングシェルターを運用し、村と共に熱中症対策に取り組んでいただける施設を募集します。

(実施内容)

- 2 クーリングシェルターに指定された施設は、主に次の内容を実施します。
 - (1) 各施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルターのマーク提示
 - (2) 休息用の椅子等の準備（既設のもので可）
 - (3) 冷房設備の適正な管理
 - (4) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内（問い合わせ時）

(応募資格)

- 3 応募資格は、村内に所在する施設で、熱中症特別警戒情報が福島県内に発表された際に次の条件を満たすことができる施設とします。
 - (1) 適当な冷房施設を有する施設
 - (2) 利用者が休息できる椅子等を設置できる施設

(施設運用期間)

- 4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒情報運用期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）とします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

(応募期間)

- 5 応募期間は随時受付となります。ただし、施設運用期間終了後の応募については、次年度の施設運用期間の際に指定となる場合があります。

(応募方法)

- 6 別紙応募用紙に必要事項を記載の上で、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法によって、玉川村役場住民課に提出してください。

(提出後の流れ)

7 提出後の流れは以下のとおりとなります。

- (1) 玉川村役場住民課にて受領
- (2) 応募内容の審査
- (3) 村と施設管理者で協定内容の確認及び締結
- (4) クーリングシェルター施設情報の公表 (村ホームページ等)
- (5) クーリングシェルターの運用開始

(物資の配布、情報の提供)

8 村は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布、情報の提供を行います。

- (1) クーリングシェルターマークの配布
- (2) 熱中症予防に関する啓発資料等の配布
- (3) 熱中症特別警戒情報の発表情報

(その他)

9 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、村が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

(応募・問合せ先)

〒963-6392

福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地

玉川村役場 住民課 環境衛生係

Tel.0247-57-4624 FAX0247-57-3952

E-mail juumin@vill.tamakawa.fukushima.jp